

1、江藤報告 「社会的分断の構成的な性格」(ムフ)を踏まえた思想の(自由)市場の形態？

「自由民主主義における決定的な問題は、多元主義の承認と両立するような仕方、いかにして政治にとって構成的な「私たち／彼ら」という区別を打ち立てるかということである。重要なことは、抗争が生じたとしてそれが「敵対性（アンタゴニズム）」（敵同士の闘争）ではなく、「闘技」（対抗者同志の闘争）という形式を取ることである。

（ジャンタル・ムフ『左派ポピュリズムのために』120頁）

（1）江藤報告の軸 思想の(自由)市場-自己統治-自己実現の内的関係 報告第3節

- ・思想の(自由)市場の外部、その「失敗」（短期的/長期的失敗）

「今日の自由市場のあり方では、長期的にみても真理が勝つ保証はない点にある。ちょうど株式市場で個人投資家が機関投資家に勝るのがほとんど不可能であるのと同様に、思想の自由市場においても長期的に有利なのは持つものであって持たざるものではない。」

（江藤 2025 第2節）

- ・「熟議民主主義（あるいは代表制）には尽くされない「理性的ではない声」

「言葉を話さない人たちが、実は言葉を持つ存在であることを認めさせるのが民主主義なのだとすれば、これまで公共空間で発言する資格を持たなかった人々の声は安易に否定されてはならない。」（江藤 2025 第3節）

- ・「[こ]の意味の民主主義が公私の区分をおよそ不可能にするおそれ」

「私的な言論（自己実現）を公的な言論（自己統治）へと架橋できていなかった」問題

（情報技術革命によって誰もが表現することが可能になったいま）「私的言論が私的なままに公共空間を占領する事態」、「自己実現の名の下に自己の言論を権力化することに成功し、その結果、表現の自由が、国家権力による抑圧への対抗手段ではなく、むしろ権力によって糾弾される弱い立場にいる者の自由と権利を貶める手段と化している。」

「情報社会において私的言論が権力性を帯びた結果、公共的価値を侵蝕する事態」

（江藤 2025 第4節）

（2）思想の(自由)市場の内在的制約要因 （報告第2節・）報告第4節

- ・市場自体の修正（山本龍彦、曾我部、山本健人）か、その機能条件の探索か？（山羽、江藤）

(2-1) デジタル立憲主義への批判的視座の共有

→ 'private power is a concern, public action is a solution'. なる立場は必然ではない。

（Huq A., 'Digital Constitutionalism' and 'American' Constitutionalism: Divided by a Common Tongue? 2025）

また、グローバル立憲主義への反省（Peters, A. (2022)）とそこからの教訓（Schramm, M.(2025)）

(2-2) レッティング「ビヒモスを怪獣化させないために」（2025）における PF のビジネスモデル分類

（ユーザー利益（不利益）・社会的利益（不利益）の組み合わせによる分類）

e.g. プレインハッキング：ユーザー利益×社会的利益

→ これらの利益/不利益の定義・認定（解釈）と規制発動の「公平性」をめぐる不信？

「インターネット空間の特殊性、匿名性・伝播性、過大包括も問題だが過少包括は viewpoint 差別」

（※ 例えば telegraph 報道(19 October 2025)における戦争犯罪批判（@J_Todenhoefer 2025.10.16 16:12）への執行はこの例となるか。その他、同国における政治的動機に基づく犯罪等についての統計上の層別・推移も併せて参照。）

- ・「敵対性」の抑圧（※その善/正義への意図によらず。）による「敵対性」への傾斜、その回避

「悪質な言論はその人の価値ある生の一部であり、その言論の否定は、その人の価値ある生を全体として否定することにもつながる。もちろん、真に悪質な言論に対しては規制が必要であるが、こうした言論の背景に目を向けることなく、それを規制するだけでは、言葉を持たずに生きてきた者による不平等の訴えを封じることになる。」（江藤 2025 第4節）

→ 個別的危険・集団的危険（被害者性）の認定（解釈）をめぐる競争のメタ的危険（cf. Heath の CC 論）

→ 市場から締め出される声の可視化／組入れという生成的な抗争（→ 言論空間の変容的構成）

2、いくつかの質問

「民主的な秩序は合理的に解決することのできない抗争の存在を、どのように承認し、対処することができるのか？互いに相容れない複数のヘゲモニープロジェクトの対立を中心に据えることで、民主主義をどのように捉えられるのか？」

（ジャンタル・ムフ『左派ポピュリズムのために』120頁）

（江藤による「熟議と闘技（agonism）の両立」のための視座）

①「制度的チャンネル」区分

②「闘技の規範化」

③「対立を制度的に表現できる場」の制度化

→ それぞれがどのような形で限界づけられるのか？新たな介入を可能にするか？

（1）上記①「制度的チャンネル」区分について

・ 国家における具体的な制度的チャンネルの組み合わせ/最適化の実質？

・ 国家としての（対市場的な）規制能力が減退する状況の中、可能な介入範囲・手法の選択問題
e.g. PF との連帯/PF の機能分離(相互運用性確保/ミドルウェア実装)提案はどこまで実現・許容可能か？
(cf. MOODY v. NETCHOICE(2023)と Balkin による評 [The Supreme Court Meets the Free Speech Triangle'\(2025\)](#))

・ (拡張的な)制度的チャンネル区分選択についての(特に司法判断の)限界、行政立憲主義との関係

（2）上記②「闘技の規範化」について

・ 山羽のいう半公共圏（不完全な公共圏）の中での「公共圏における可視化と批判」？

「私的な自己表出と公的な言論がシームレスに結びつく匿名的な親密性によって特徴づけられたこの「半-公共圏」において行われるコミュニケーションの多くは、共通の世界を参照した発話としての批判的な妥当要求（中略）さえも失うことになる。」（山羽 2025）

→ ただし、ここでの「共通の世界（認識）」の前提となる真実識別性への信頼破壊状況

「政治的公共圏の見方は広範囲にわたり歪んでしまっているが、その主たる要因はフェイク情報の蓄積ではない。フェイク情報がもはやフェイク情報として識別されなくなったという事実こそが、その主要因なのだ。」（Habermas, J. 2022）

・ 闘技空間における個人-社会的行為者 どのように数え上げるか？「偽装」にどう対処するか？

・ AI による大量アウトプット、スパムフラージュ等の悪性の所在を、どこに見出すか？
(e.g. 内容的な誤りの悪性か？ 「アセンブリ（山羽の参照するバトラー）の改竄」という悪性か？)

・ veritocracy (H. Collins' Establishing veritocracy: Society, truth and science '(2024)) や「記憶の法」

プロジェクトなど、(特定の善/正義構想実現が避けられない場面における)固有の困難？

・ (歴史的、科学的、政治的…) 各種「真実」をめぐる社会的なプロセス自体の抗争性 (∴ 認定(解釈)争い)
→ 抗争過程自体のアーカイブ化、敵対的状況が前景化した場面 (その他敵対性を除去する要請が強く働く選挙等の局所的場面) での一時隔離？ (cf. Sunstein(2021))

（3）上記③「対立を制度的に表現できる場」の制度化

・ antagonism の危険性「アゴニズムの制度的な赤字（負債）」（山本圭）

・ (無意識データ民主主義的な属性の可視化とはおそらく異なるだろう)「対立の(メタ的?)“表現”」
という江藤の言い回しにかけられたもの (その可能性の中心)

以上